

## 平成27年度第2回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

日時：平成27年11月26日（木）

10時00分～12時00分

場所：平塚市役所本館710会議室

### 出席者

（出席委員）

末次委員、松井委員、中村委員、上野委員、今井委員、高橋委員、増井委員、小島委員、弘中委員（9人出席）（柴野委員、尾上委員、田城委員3人欠席）

（事務局）

中村福祉部長、岸高齢福祉課長、杉山介護予防担当長、横山主任、永原主査

（オブザーバー）

地域包括支援センターひらつかにし 石井管理者

地域包括支援センター富士白苑 鈴木管理者

### 開会

#### 1 福祉部長あいさつ

#### 2 議題

（進行は今井会長）

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市地域包括支援センター運営協議会規則第5条第2項により過半数の出席を満たしておりますので会議は成立いたします。また、平塚市情報公開条例第31条により公開となっており、会議の傍聴につきましては、平塚市附属機関の会議の公開に関する要綱のとおり、取り扱うことといたします。会議の傍聴者は0名。

#### 議題（1）「地域包括支援センター事業報告（平成27年度上半期）について」

<事務局>

資料1-1～3に基づき「地域包括支援センター事業報告（平成27年度上半期）について」を説明。

≪質問・意見≫

<委員>

地域包括支援センターの職員の方がオブザーバーで来ているので直接お伺いしたいのですが法人内会議とか包括内会議でどういう会議をされて負担がかかっているのか、または、どのような会議が現在開催数が少ないので今後増やさなくてはいけないのか、その辺のところを教えてください。

<オブザーバー>

ひらつかにしでは、包括内会議は、内部での情報共有を行う会議でありミーティングも含まれます。包括職員同士の情報共有、支援しているケースのカンファレンス、事例検討を含めての開催数を報告している。また、法人内会議につきましては、法人内の全体的な会議であり、他の部門（特養、軽費老人ホーム、デイサービス）との情報共有会議であり、その開催数を報告しております。

市内で行われている会議（市役所、地域等）が増えており負担に感じている。

<オブザーバー>

富士白苑では、包括内会議は、朝のミーティングで情報共有を行っている。10月からケースの検討、研修の情報共有を行っている。法人内会議については、月に一回職員会議を行っている。特養、包括、デイサービス、居宅のケアマネの各代表が集まり、包括の活動についても情報共有を行っている。

市内で行われている会議（市役所、地域等）が増えており負担に感じている。

## 議題（2）「地域包括支援センターの实地指導について」

<事務局>

資料2に基づき「地域包括支援センターの实地指導について」を説明。

《質問・意見》

なし

## 議題（3）「地域包括支援センターひらつかにしのブランチャ化について」

<事務局>

資料3に基づき「地域包括支援センターひらつかにしのブランチャ化について」を説明。

《質問・意見》

<オブザーバー>

追加資料に基づき説明。

周知パンフレットについて、金目地区内の自治会に回覧をお願いしている。そのほかの周知先は、周辺のクリニック、介護施設、介護事業所です。湘南ジャーナル、タウンニュースにも掲載されています。10月から開所している中で利用状況をカウントしたところ、来所36件（内訳は、介護保険の相談・申請手続き8件、個別の総合相談12件、ケアマネからの相談3件、個別カンファレンス・地域ケア会議0件、地域福祉相談9件、その他4件）今まで特養の中で開設していたが担当面積が広く、金目地区の住民の方に不自由をかけていたため、ブランチャ開設の運びとなった。

<委員>

金目地区に設置していただきありがとうございます。大いに活用してまいりたいと思います。

## 議題（4）「地域包括支援センターの名称及び設置場所について」

<事務局>

資料4に基づき「地域包括支援センターの名称及び設置場所について」を説明。

《質問・意見》

<委員>

併設している包括支援センターと併設していない包括支援センターで委託に係る費用について法人に併設している包括支援センターは、家賃等の費用が抑えられるが独立すると家賃等の費用がかかると思うが現状の委託料の積算について教えていただきたい。

併設していると法人内会議で移動の手間がかからず出来、また、法人内連携うまくいくと思う。独立すると法人内の連携がうまくいかなくなるのではないか。そのあたりをオブザーバーの包括にお聞きしたい。

<事務局>

現状で独立している包括、併設している包括ともに委託料の中に法人内の3職種の人件費、事務費、担当圏域の高齢者数により加算を行っている。併設している各包括ともに決算書の内訳の中に法人に支払っている家賃が記載されている。そのため、独立することで諸雑費の負担は増加すると考えるが大幅な家賃負担等の費用負担が新たにかかるとは、考えておりません。

<オブザーバー>

分離された際の影響は、それほどないと考える。ただし、包括の相談の中で緊急にショートステイに入れないといけない場合など併設ですと緊急の調整がしやすいと思う。独立すれば中立性が高まるというメリットもあると思います。

<オブザーバー>

法人内会議は月1回であれば大きな負担はないと思います。個人情報などの管理についても個別で管理することが良いと思います。今後、包括支援センターの開設場所について利用者の利便性を考え担当圏域の中心に開設することが望ましいと思います。

## 議題（5）「新しい地域支援事業について」

<事務局>

資料5に基づき「新しい地域支援事業について」を説明。

《質問・意見》

<委員>

訪問型サービスAについて窓口は包括でよいのでしょうか。

福祉村に相談があった場合、福祉村から包括へ話が行くのでしょうか。

<事務局>

現状と変わることなく引き続き窓口は包括になります。

今まで通りの福祉村の活動は残るのですが、それに加えて新しい地域支援事業の枠組みの中で福祉村に活動していただくこととなります。このサービスを利用するにあたり今までの介護保険のサービスを利用するときに包括を通す形になります。まず、包括に話が来て包括から福祉村にサービスを提供して

もらうようになる。

<委員>

訪問型サービス A、B について両方とも内容は、家事援助ということでその実施主体が生きがい事業団もしくは福祉村という違いなのですか。

<事務局>

内容につきまして違いがあります。サービスAにつきましては現行のサービスの基準の緩和です。現行のサービスは、ヘルパーが対応できる仕事の範囲が老計10号で規定されておりまして、その範囲をはみ出すことができません。現行の基準の緩和という形ですので国から老計10号をはみ出すことが無い業務についてと示しがあります。サービスBにつきましては、老計10号をはみ出した業務でも対応できるようになります。例えば、ペットの散歩、電球交換は、現状のヘルパーが出来る仕事ではありません。このような、老計10号以外の細かなサービスに対応することができるのがサービスBになります。

<委員>

現在、訪問介護の方では、老計10号からはみ出してしまう部分に関しては、自費で対応しているサービスがあると思うのですが、それについては、町内福祉村であれば低料金で一割負担ですか。

<事務局>

今の想定としては、サービスBにつきましては、基本的には無料ということで、実費がかかった場合にその分を活動費として負担していただくという形で考えております。

<委員>

新総合事業に関しては、利用者の負担として今まで通りの負担なのか。

<事務局>

現行の訪問介護相当、現行の通所介護相当につきましては、今まで通り有資格者が対応することになりますので今の料金形態と同額になると想定しております。サービスBを利用する場合には、実費分の負担になるため今までかかっていた料金が実費分に減ることも考えられます。

<委員>

町内福祉村がある地域とない地域でサービス内容に差が出てくるのではないかと。コーディネーターは、どのような方たちが担うのか教えていただきたい。

<事務局>

町内福祉村がない地域に関して、町内福祉村が対応できるサービスとして訪問型サービスBを先行して行います。訪問型サービスには、他にも生きがい事業団が対応できる訪問型サービスAを用意してありますのでこちらで対応していただくこととなります。あくまで現時点の想定で町内福祉村をあげさせていただいているが町内福祉村以外のボランティア団体が対応したいと手をあげていただければ、お願いできないことはありません。もし、町内福祉村がない地域にボランティア団体がいれば、ぜひ、サービスBの提供主体となっただけであればと考えております。

コーディネーターについてですが町内福祉村の中でコーディネーターのような仕事をしている方がおりますので、その地域の方が今まで通り、町内福祉村の方でコーディネーターとして役割を担ってもらえないか話し合いを進めていきたいと考えております。

<委員>

福祉村がない地域にもコーディネーターを配置すると思うが、どのくらいの数のコーディネーターが必要なのか、協議体というのは具体的にどういう方たちに声をかけて参集して、どのように会議を想定しているのか教えていただきたい。

<事務局>

コーディネーターの想定として町内福祉村の方、各地域に1人と想定されているが、人数に縛りはありません。当市としては、町内福祉村の中でもコーディネーターの他に会長がいたり色々な役職がついた方がいるので、その方たちがチームでコーディネートチームという形で対応できないか考えております。コーディネーターの設置の区域ですが小学校の通学区域を想定しております。協議体のメンバー構成について、現時点で地域の集まりにいられている方、もしくは、地域での会議を開いているところもあると思うが、その会議をそのまま協議体と考え、そこに来ている方々を協議体のメンバーとすることが新たに協議体を作る負担がなく、メンバーの負担も少ないと考えております。具体的には、民児協、地区社協等、地域で活動されている方々が集まる会議はあると思いますので、その会議を協議体と位置付けるように出来ればと考えております。

<委員>

地区社協は小学校の通学区域で整備されているのですか。

<事務局>

地区社協、民児協の区域は、23地区あります。小学校は、28校あり、福祉村は、公民館区で整備しているところであります。公民館区は、25地区あります。それぞれの区割りにずれがあり、小学校区域は、一つの目安なのではないかと考えております。

<委員>

25の公民館区のうち福祉村が整備されているのは、どのくらいあるのですか。

<事務局>

16地区です。

<委員>

福祉村の設置していない地域もあり内容もバラバラだと感じた。町内福祉村の中でコーディネーターのような仕事をしている方がいても、コーディネーターとしての役割まで担ってもらえるかどうか難しいのではないかと。また、協議体の中での個人情報の取り扱いについて教えていただきたい。

<事務局>

地域差が出てしまう点、その地域において協議体の会議の中で必要なサービスの要望をあげていただき、その中でサービスBを作り上げていただきたいと考えております。今現在福祉村で活動されている方々が新しい事業のコーディネーターではないとする考え方もありますので市としまして全ての福祉村の方々がコーディネーターになってくれというわけではなく、準備が出来た地域から随時コーディネーターになっていただきたいと考えております。協議体と包括のつながりによる個人情報の取り扱いについて、協議体の会議の中で個人情報を扱うことはないと考えております。協議体の中で話し合われる内容について、地域の中でどのようなサービスが必要なのか話し合われることとなります。個別ケースの対応・情報については、包括の中で話し合われます。

<委員>

町内福祉村に関しては、平塚は期待が大きいと思う。地域によって温度差もあると思います。今後、

行政の後方支援が必要だと思います。行政として、定期的に福祉村へ巡回し、モニタリングを行っていただき地域の現状を把握していただきたい。地域差をなくすため広報ひらつかなどを通して、それぞれの地域で必要とされるサービスを実施できる団体を募集することも必要だと思います。

<事務局>

新しい地域支援事業について介護保険制度の維持のため改正が行われこと、また今後の福祉村のシステムを維持していくため今年度、福祉村の会長会議の中で説明させていただいております。福祉総務課の担当職員が各福祉村に出向き新しい地域支援事業について説明をさせていただいております。また、これまで福祉村からの事業報告等で毎年、活動内容を確認させていただいております。福祉村の担当職員は、各福祉村から相談があった場合は、地域に出向き話を聞いております。今後も続けていきたいと考えております。

<委員>

地区社協への周知を行っているのですか。

<事務局>

地区社協には、市社協を通し新しい地域支援事業について説明をさせていただいております。町内福祉村と同じように、要望があれば、説明に伺うような形をとらせていただいております。庁内連携についても、町内福祉村へ説明に行くときは、福祉総務課職員とともに高齢福祉課職員も同席させていただき説明をさせていただいております。庁内連携を円滑に出来るようにしております。

地区社協と福祉村についてなぜ2つあるのかという議論から地区社会福祉協議会は歴史が古く、23地区ありますが昭和40～50年代にかけて今の福祉村のように順次整備し、その中で地区社協の分割、統合を繰り返し今の23地区になっております。自治会連合会、民生委員児童委員協議会、青少年指導員等、地域の団体の長が集まるのが地区社協であり、今までの地区社協では、地域の課題があっても解決するためのボランティアがおりませんでした。福祉村が整備された平成10年度以降、地区の中でボランティアとして活動する人をオープンに募集しようという仕組みができたのが地区社協との違いです。新しい地域支援事業に対応していくのは、身近な生活支援事業を展開してきたところからすると福祉村が想定されます。

<委員>

福祉村は、ボランティアが主体であり、地区社協は、自治連等が主体なのですね。

<委員>

福祉村がない金目地区など今回のような新しい地域支援事業の説明を受ける機会がない。会長会議で説明をお願いしたいと考えております。

<事務局>

説明会の要請があった際には、ご説明に伺います。

<会長>

市民へのPRはどのようにするのですか。

<事務局>

広報ひらつかで行いますが利用者にとっては、今までと大きく変わることがなく移行する事業ですので事業の詳細についての説明は考えておりません。

<オブザーバー>

サービス提供者への研修、利用者等の保険について教えていただきたい。

<事務局>

研修につきましては、実際に生きがい事業団に市の研修という形で時間を設けて対応させていただいております。サービスBにつきましては今のところの想定は、町内福祉村なので1年を通し、会議の中で研修・事業説明を行っていきたいと考えております。

保険については各団体にお任せする。サービスBについては、補助金という形で活動経費について間接補助を行うのでその中に保険に関する部分が入ってくると考えます。

<委員>

老人会の中に困ったときにどこへ電話するのか聞くと、市に電話をするという人がほとんどで、本来であれば包括支援センターに電話する方が良いのですよね。新しい地域支援事業は、市民に詳細な説明をされても理解するのが困難であるため周知方法は、このままの周知方法でよいと思う。高齢者の方が困った時にどこへ連絡をすればよいのか理解していない人が多い。包括支援センターのPRが必要だと感じる。

<事務局>

高齢者に対する相談ごとに関しては、包括支援センターに連絡をいただければと思います。

## 議題（6）「地域ケア会議について」

<事務局>

資料6に基づき「地域ケア会議について」を説明。

《質問・意見》

<委員>

地域ケア会議について今まで4層だったものが3層になったが、会議の名称等地域の住民にはわかりにくいと思う。小地域ケア会議は、地域ケア会議よりも範囲が小さい会議に認識されやすいと思うが実際の現場にいるオブザーバーの包括にお聞きしたい。

<オブザーバー>

会議名称は、特に問題はありません。

<オブザーバー>

対外的に小地域ケア会議の名称は使っていないため問題はありません。

<会長>

そのほか御質問がないようであれば「地域ケア会議について」承認ということよろしいでしょうか。

《質問・意見》

なし

## 議題（7）「その他について」

<事務局>

なし

《質問・意見》

なし

<会長>

議題（８）の「地域包括支援センターの設置運營業務委託事業所の承認」につきましては、平塚市情報公開条例第５条第３項により非公開となりますのでオブザーバーの方は、退席をお願いいたします。

**議題（８）「地域包括支援センターの設置運営委託に関する法人の承認について」（非公開）**

<会長>

以上をもちまして、平成２７年度第２回目の運営協議会に係る事項はすべて終了しました。委員の皆さま、どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

<事務局>

各委員の皆様には、お忙しい中お越しいただき、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。これで、平成２７年度第２回平塚市地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上